

令和3年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

| | | |
|---------|--|----|
| 8月2日(月) | ○議事日程(第1号) | 1 |
| | ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| | ○出席議員 | 2 |
| | ○欠席議員 | 2 |
| | ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者 | 2 |
| | ○職務のため出席した事務局職員 | 2 |
| | ○開会と開議の宣告 | 3 |
| | ○議席の指定 | 4 |
| | ○朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙 | 4 |
| | ○副議長就任挨拶 | 5 |
| | ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| | ○会期の決定 | 5 |
| | ○議会運営委員会委員の選任 | 6 |
| | ○諸報告 | 6 |
| | ○管理者提出議案の上程 | 7 |
| | ○管理者提出議案の提案説明 | 8 |
| | ○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決 | 11 |
| | ○一般質問 | 20 |
| | ○閉会中の継続審査 | 37 |
| | ○閉議と閉会の宣告 | 38 |

令和 3 年第 3 回朝霞和光資源循環組合議会定例会

令和3年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和3年8月2日（月曜日）午前10時00分開会

開 会

開 議

第1 議席の指定

第2 朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 議会運営委員会委員の選任

第6 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第7 管理者提出議案の上程

第8 管理者提出議案の提案説明

（1）議案第9号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

（2）議案第10号 令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定につい

て

第9 管理者提出議案に対する質疑

第10 管理者提出議案に対する討論・採決

第11 一般質問

第12 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 10名

| | | | | | |
|----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 石原茂 | 議員 | 2番 | 野本一幸 | 議員 |
| 3番 | 小池貴訓 | 議員 | 4番 | 駒牧容子 | 議員 |
| 5番 | 田辺淳 | 議員 | 6番 | 齊藤克己 | 議員 |
| 7番 | 内山恵子 | 議員 | 8番 | 菅原満 | 議員 |
| 9番 | 伊藤妙子 | 議員 | 10番 | 赤松祐造 | 議員 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | |
|------|--------|
| 柴崎光子 | 管理者 |
| 富岡勝則 | 副管理者 |
| 細沼栄 | 代表監査委員 |
| 望月貢市 | 会計管理者 |
| 奥山寛幸 | 事務局長 |
| 紺清公介 | 事務局次長 |
| 福島達也 | 施設課長 |
| 高野晴之 | 施設課専門員 |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|-------|
| 鈴木恵一 | 書記長 |
| 嶋田裕樹 | 書記 |
| 新川誠 | 書記 |
| 芝垣真人 | 施設課主任 |

午前10時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○石原 茂議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会を開会します。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより直ちに会議に入ります。

ここで議事日程に入る前に御報告します。

閉会中に和光市議会において吉田前議長の自動失職に伴い、新たに齊藤克己議員が和光市議会議長に就任されました。

これにより本日開催した議会運営委員会におきまして、齊藤委員長から議会運営委員長及び議会運営委員を辞任の申出があり、委員長辞任については、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例第11条により議会運営委員会が許可をし、委員辞職については、議会委員会条例第12条により私が許可をしましたので、御報告します。

また、和光市選出議員の改選があり、猪原陽輔議員から辞職願が提出され、これを許可いたしましたので、朝霞和光資源循環組合議会会議規則第92条第2項の規定により御報告します。

後任といたしまして、菅原満議員、伊藤妙子議員が選出されております。

それでは、新たに選出された菅原満議員と伊藤妙子議員に自己紹介をお願いいたします。

菅原議員からお願いします。

○菅原 満議員 和光市議会の菅原満でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○石原 茂議長 続きます。

○伊藤妙子議員 和光市議会の伊藤妙子と申します。よろしくをお願いいたします。

○石原 茂議長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従い、議事を進行いたします。

ここで皆様にお諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことを議会運営委員会です承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、本日の会議は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことといたします。

◎議席の指定

○石原 茂議長 日程第1、議席の指定を行います。

まず、朝霞和光資源循環組合議会会議規則第4条第3項により、議席の変更についてお諮りします。

和光市議会議長である齊藤克己議員の議席について8番から6番に変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、齊藤克己議員の議席を8番から6番に変更することに決しました。

次に、新たに朝霞和光資源循環組合議会議員となった菅原満議員と伊藤妙子議員の議席は、朝霞和光資源循環組合議会会議規則第4条第2項により議長において指定いたします。

8番に菅原満議員、9番に伊藤妙子議員、以上議席を指定いたします。

◎朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙

○石原 茂議長 次に、日程第2、朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

朝霞和光資源循環組合議会副議長に6番、齊藤克己議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました6番、齊藤議員を副議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、6番、齊藤克己議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました齊藤克己議員に朝霞和光資源循環組合議会会議規則第32条第2項の規定により本席より当選の告知をいたします。

◎副議長就任挨拶

○石原 茂議長 それでは、新副議長の齊藤克己議員に挨拶を求めます。
齊藤議員。

○齊藤克己副議長 着座にて失礼いたします。

ただいま副議長の御承認をいただきました和光市の齊藤克己でございます。

議長をしっかりと補佐して議会運営に携わってまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○石原 茂議長 ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○石原 茂議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

5番、田辺淳議員、10番、赤松祐造議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○石原 茂議長 次に、日程第4、会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会にお諮りした結果により、本日1日限りと決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○石原 茂議長 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任について議題とします。

現在齊藤副議長の委員長及び委員の辞任、また和光市選出議員の辞職に伴い、議会運営委員会委員が2名欠員となっております。

補欠委員につきましては、齊藤和光市議会議長により推薦をいただきましたので、御報告します。

議会運営委員会委員に8番、菅原満議員、10番、赤松祐造議員、以上2名の方を推薦いただきました。

この方々を委員に選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、菅原満議員と赤松祐造議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

議会運営委員会の委員の皆さんは、次の休憩中に委員会を開き、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例第7条第2項の規定により現在不在となっている委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時15分 再開

○石原 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に議会運営委員会の委員長の互選をお願いし、その結果、菅原満議員が議会運営委員会委員長となりました。

以上、ご了承願います。

◎諸報告

○石原 茂議長 次に、日程第6、諸報告を行います。

監査委員から令和3年度4月分、5月分、6月分の例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。

また、管理者から、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員の選出について依頼があり、3番、小池貴訓議員と9番、伊藤妙子議員を選出しました。

以上、御了承願います。

次に、管理者報告について、柴崎管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

柴崎管理者、お願いします。

○柴崎光子管理者 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集を賜り、心より御礼申し上げます。

管理者報告の前に一言御挨拶を申し上げます。

このたび令和3年5月23日付で朝霞和光資源循環組合管理者に就任いたしました和光市長の柴崎光子でございます。

令和10年度のごみ広域処理施設の稼働に向けて、富岡副管理者とともに組合事業を推進していく所存でございます。組合議員の皆様方におかれましては、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和3年5月から7月までの組合事務について御報告申し上げます。

総務関係でございますが、監査委員における例月出納検査を毎月実施しております。また、令和2年度一般会計歳入歳出決算審査を6月30日に実施いたしました。

施設建設関係では、ごみ広域処理施設建設用地物件補償調査業務委託に係る入札を6月25日に執行し、埼玉測量設計株式会社西部営業所が落札しております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○石原 茂議長 次に、日程第7、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出がありましたので、報告します。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議がないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎管理者提出議案の提案説明

○石原 茂議長 次に、日程第8、管理者提出議案の提案説明を求めます。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 それでは、本議会に提出する議案について、順次御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、補正予算1件、決算認定1件の2件でございます。

初めに、議案第9号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,444万7,000円とするものでございます。

次に、議案第10号、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和2年度の歳入歳出決算額は、歳入総額6,430万5,063円、歳出総額5,414万3,082円で、歳入歳出差引額は1,016万1,981円となっております。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○石原 茂議長 事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、議案第9号と第10号について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第9号、朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算書の6、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、令和2年度決算の確定に伴い、第4款繰越金を816万1,000円増額するものでございます。

予算書の 8、9 ページをお開きください。

歳出では、第 2 款総務費において、統一的な基準による財務書類を作成するため、財務書類作成支援業務委託料25万4,000円を追加計上するものでございます。

第 5 款諸支出金は、今回の補正予算における歳入歳出の差引額790万7,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上が議案第 9 号の説明となります。

続きまして、議案第10号、令和 2 年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定について、順次御説明させていただきます。

令和 2 年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算書の 6、7 ページをお開きください。

初めに、歳入の主な内容でございますが、第 1 款分担金及び負担金の収入済額につきましては、総額で6,430万5,000円となっており、その内訳を申し上げますと、構成市の負担割合が均等割となっている議会費負担金が149万6,000円、総務管理費等負担金が4,687万4,000円、予備費負担金が400万円、構成市の負担割合が人口割となっている清掃費負担金が1,193万5,000円となっております。

第 2 款諸収入の収入済額は63円となっており、その内訳は歳計現金預金利子が58円、歳計外現金預金利子が 5 円となっております。

歳入については、以上でございます。

次に、8、9 ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、第 1 款議会費の歳出決算額は148万8,577円となっており、主な内訳を申し上げますと、組合議員の議員報酬が109万8,000円、議員期末手当が 7 万9,605円、会議録作成業務委託料が27万9,510円となっております。

なお、業務委託料については、会議録作成業務に係る経費が不足したため、旅費及び交際費からの予算流用により対応しております。

次に、第 2 款総務費の歳出決算額は4,407万4,505円となっており、主な内訳を申し上げますと、第 1 目の一般管理費では、正副管理者の報酬及び嘱託医の報酬などが30万6,000円、一般職の給料が1,801万8,600円、職員手当等が1,511万9,770円。

10、11ページをお開きいただきまして、第 7 節の報償費では、顧問弁護士謝礼が33万円、第12節の委託料では、職員が使用するパソコンや人事給与システム等の保守委託料が70万

1,003円。

12、13ページをお開きいただきまして、第13節の使用料及び賃借料では、財務会計システムに係るクラウド利用料や組合ホームページ等に係る仮想サーバー利用料など85万2,720円、第17節の備品購入費では、公用車の購入で124万6,020円を支出しております。

次に、第2目の公平委員会費では、委員報酬及び費用弁償2万4,486円を支出しております。

第2項の監査委員費では、委員報酬及び費用弁償11万5,930円を支出しております。

次に、第3款の衛生費では、建設予定地の履歴調査及び旧焼却場用地における埋設物に関する予備調査のための地歴調査等業務委託料858万円を支出しております。

第4款の予備費でございますが、令和2年度においては、予備費の充用は行っておりません。

続きまして、14ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額6,430万5,063円から歳出総額5,414万3,082円を差し引いた形式収支は1,016万1,981円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は0円であることから、実質収支につきましても同額となっております。

最後に、15ページの財産に関する調書を御覧ください。

当組合が保有する1件10万円以上の物品は、軽自動車1台、電子計算機（パソコン以外）3台、パソコン9台となっております。

また、令和2年度主要な施策の成果に関する説明書を添付いたしましたので、併せて御覧いただければと存じます。

以上で議案第10号、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原 茂議長 以上で議案に対する説明は終了しました。

ここで細沼代表監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。

細沼代表監査委員。

○細沼 栄代表監査委員 皆さん、おはようございます。

代表監査委員の細沼でございます。

令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算の審査結果について、御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により実施いたしました。

令和3年6月30日、和光市役所監査室において審査を実施し、内山委員とともに管理者から審査に付されました決算書及び附属書類に基づき、会計管理者所管にかかわる各種帳簿及び証拠書類等について確認し、照合を行いながら予算の執行が適正に行われているかどうか審査を実施したところでございます。

審査の結果、歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも計数は正確であり、予算の執行も適正なものとして認め、決算審査意見書を管理者へ提出させていただきましたので、御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提

出議案に対する討論・採決

○石原 茂議長 次に、日程第9、管理者提出議案に対する質疑と日程第10、管理者提出議案に対する討論、採決につきましては、議会運営委員会にて議案ごとに行うことを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑及び討論、採決に進みます。

質疑については、会議規則第50条第1項により全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えないようお願いいたします。

会議規則第50条第1項の規定に反すると認めるときは、私から注意しますので、御了承願います。

また、会議規則第50条第3項の規定により質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、御理解の上、議事進行に御協力ください。

なお、質疑の回数については、会議規則第51条の規定により同一議題について3回までです。御了承願います。

また、答弁者側も簡潔な答弁により議事がスムーズに進行できるよう皆さんの御協力をお願いいたします。

議案第9号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第9号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、以上にて討論を終結します。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第9号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を許します。

赤松議員。

○赤松祐造議員 10番、赤松祐造です。

議案第10号、令和2年度の一般会計歳入歳出決算認定の衛生費の不用額に関連して質問いたします。

1、一般会計決算書、ページ12ページ、13ページの衛生費、施設建設費不用額について、予算額1,193万5,000円に対して地歴調査等業務委託料の支出額858万円と不用額が335万5,000円となっています。支出額が安くなっているのはこれは企業努力でしょうか、その理由について伺います。

2、地歴調査委託業者の指名選定評価について、委託業者パシフィックコンサルタンツ（株）に指名選定した評価内容について伺います。また、どのような方法で選定したのか伺います。

3、地歴調査内容と結果に問題はないかについて、調査区域と未調査区域の割合、調査区域の土壤汚染状況、地下埋設物の有無、地層などに問題はないか、その調査内容と結果を伺います。

4番、今後の事業推進に地歴調査上の問題があればここで示していただき、その対策案について伺います。

質問は4点、以上です。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 衛生費、施設建設費の不用額についてお答えいたします。

地歴調査等業務委託料につきましては、指名競争入札を実施した結果、パシフィックコン

サルタンツ株式会社が858万円で落札し、同額で契約したことで335万5,000円の不用額が発生いたしました。入札金額につきましては、指名された業者の競争によるため、各社の企業努力の結果と受けとめてございます。

次に、地歴調査業務委託料の指名選定評価につきましては、性質及び目的が一般競争入札に適しないため、指名競争入札といたしました。組合において競争入札等業者選定委員会を開催し、入札参加資格として地質に関する資格登録を行っている事業所、資格申請内容として廃棄物関連を含む事業所、従業員数が1,000人以上の事業所、直近で土壌汚染に関する受託実績数が1件以上ある事業所としております。その結果、専門性と実績を重視した事業者を選定し、パンフィックコンサルタンツ株式会社を含む7社を指名いたしました。

以上でございます。

○石原 茂議長 続きまして答弁、福島施設課長。

○福島達也施設課長 ただいまの3番と4番に関しまして一括してお答えしたいと思います。

調査の結果につきましては、建設予定地全体について土地の使用履歴を調査しましたが、買収予定地では土壌汚染のある土地利用が行われていないことが確認されました。

また、旧のごみ焼却場の敷地で実施した埋設廃棄物調査の1地点において基準を上回る鉛が検出されております。ちなみにこの基準値が1キログラム当たり150ミリグラムに対して、検出されたのが1キログラム当たり180ミリの量が検出されております。ただし、現在土壌汚染状況調査計画をもって埼玉県と協議を行っておりまして、今後については協議が整い次第、本年度予算で計上しております土壌汚染状況調査を実施しまして、今後の対策について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○石原 茂議長 質疑ありますか。

10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 地層調査は本当に大切だと思うんです。和光にとっても今、建設している市民プール、以前は児童プールですけども、地盤沈下によって途中で使えなくなると、朝霞さんにおいても過去、湯〜ぐうじょう、和光の市民も使わせてもらったんですけども、地盤沈下によって建物がああいう形になったとそういうことで、この新河岸川流域のこの地層は非常に軟弱なので、よく調査をして対策案というか、今日は対策案聞かれてないんですけども、軟弱の上に非常に重量のある設備を載せますので、できてから地盤沈下のないようにそういうものが危惧されるので、しっかりとしたことをお願いしたいと思います。いか

がでしょうか。

○石原 茂議長 答弁願います。

施設課長。

○福島達也施設課長 地質の調査は本年度行っている業務でやっているんですが、ただいまそのボーリング調査を行って、そのサンプルを採取しまして、室内による分析業務を行っている最中でございます。そちらに議員おっしゃるように軟弱地盤の層もあるということから、今後の基礎等を固める上でしっかりしたデータをとった上で、支持層まできちんと杭を延ばして地盤沈下が間違いなく起こらないような施設というものを建設していきたいと考えております。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

5番、田辺議員。

○田辺 淳議員 一つは決算の6、7ページで、それぞれの構成市の負担金の部分ですけども、考え方をちょっとお伺いしておきたいんですけども、清掃費負担金に関しては人口割で全ていくんだということなのか、それとも物によってはその中でこれは規約、そもそも一番最初の立ち上げの時点でのこの組合の規約の中の13条に経費は組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁するという原則となお不足があるときは別表の割合をもって構成市が負担するという、その別表の部分で均等割と人口割とあとは既存のごみ処理施設の所在する市が負担するというその三通りで負担割合を設定していますけれども、今回の部分に関してはこれが明確に人口割でいくべきものなんだということなのか、それから今後例えば基本計画等の策定が行われるということになると、やはりこれも支出しては同じ清掃費の部分でなってくると思うんですが、その負担金に関して解体業務の部分もそこに検討の項目に入っていると思うんです。例えば今の既存施設の解体業務の部分に関しても検討の項目に入っていると思うんです。その部分に関してはそれぞれの市がということで、明確にごみ処理施設の建設に係る経費の部分だけを人口割でいくということなのか、その点を確認させてください。

あと今質問されていたことと絡みますけれども、一応説明書の中の衛生費で説明書ページが振ってないんですけども、先ほどパシフィックコンサルタンツがここで受けたという話で、それでも2020年5月にごみ処理広域化基本構想という一番今の時点では重要な構想を受けた、受託した事業者がパシフィックコンサルタンツだったと思いますけれども、その時点でいわゆる地歴調査等と今回行ってまた別でもともと予算が1,193万5,000円だった部分が一

応契約時点で858万円でしたということで、その答えの中でその努力があったかなかったかかみたいな話も今されていましたが、そもそも基本構想策定の受託事業者ですから、地歴に関しては十分もう既にかかなりの部分は御認識ではないのかなと、だからやる必要がなかった部分がこの中にもともとあって金額的に安くなってもおかしくないなど当然そうなるのではないのかなと私は想像するんですけれども、そういう部分が加味されているならば当然安く出すことも可能だっただろうし、そういう意味で非常に有利に働いたと、この事業者が有利に働いたということも十分あり得ると思うんです。その点は組合とすればどちらにしても安くあがればいいよということはあるかもしれませんが、もう一度確認しますけれども、基本構想の時点で地歴調査に当たるようなそういった検討なりそこに含まれていたのではないのかなと、あるいは当然それをもう新たに全く新規に参入する事業者は、そんな基本構想を見てその上でもう一度全て一からゼロから出発しなければいけないということとのその大きな差異があったのではないのかなと思うんですけれども、その点を確認させていただきたい。

とりあえずそれでお願いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 まず最初の衛生費、今年度の地質調査の委託料の負担割合の関連ですが、組合規約に負担割合明記しております。その中のごみ処理、ごみ広域処理施設の建設に係る経費ということで、人口割ということになります。

今後の基本計画にかかわりましても、その辺の経費に関しては、同じくごみ広域処理施設の建設に係る経費という考えの下、人口割と考えてございます。

以上です。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 先ほどお話しありました施設解体につきましては、これは構成市のほうで行うということになっていますので、和光市の旧の施設の解体ですので、和光市のほうでとり行う業務となっております。

先ほどの基本構想なんですけれども、これは組合立ち上げ前の構成市において枠組みを決めるための構想づくりということになっておりまして、地歴調査に関しましては、その中身、組合ができてから詳細な中身について調査するという業務となっておりますので、そのパシフィックコンサルタンツが請け負ったことによって優位があったとかということではないと

いうふうに我々は考えております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 答弁漏れというか、話が通ってないようなのでもう一度確認しますが、6、7ページの清掃費負担金という部分に関しては、具体的に人口割でそのままやったんだということなのか、今後もこの清掃費の部分に関しては、全て同じ人口割でそのままいくのか、それともさっきも言いましたけれども、物によっては込み込みで解体の部分までも基本計画等の計画策定の中で含まれているわけです。その部分に関しては分けての計算をするんですかということを確認しているんです。

今回に関してもう一度確認しますが、この人口割に関してはいつの時点の人口割でいっているのか、今後それをどういうふうに対応されるのか、その時点その時点の人口割でいくとしてもどこを基準にされているのか、その点を数字も教えていただけますか。何対何で今回は数字を出しているというその計算式を教えてください。

あとこちらの地歴の部分ですけれども、これはこの組合の設立の前の委託ですという言い方をされているわけだけれども、今の時点ではバイブルとまではいかないけれども、今組合が進めている事業の基本的な部分がそこに全部構想として含まれているわけですね。その構想の中に例えばかなり細かくこの予定地内の導水路の切り回しだとかそういった部分も含めて、その建築計画に絡むようないろいろな具体的な部分がそこに一応既にその時点で触れているわけですね。ですから、その地歴に関してもある程度情報としてはこの事業者は持っていておかしくない、それですからこの基本構想を発注した段階でその地歴調査に絡むような内容というのはもう既にお持ちなのではないのかな、なかったのかなと、そういったときに新たにやった部分が具体的には何であって、その必要性がなかった部分があったのかなかったのか、その点に関して、何かいかにもいろいろなことやりましたということでその報告が全てきたのかどうか、その点も併せてお伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 衛生費につきまして、まず令和2年度の支出に関しましては、施設建設費という項目のため人口割でやってございます。先になります衛生費の中でも施設建設費や用地取得費、施設解体費という項目も今後出てきますが、用地取得費に関しましては、均等割となります。施設解体費につきましては規約に載っておりますが、既存のごみ処理施設

の所在する市が負担ということになりますので、その市が負担するという内容となります。

あと人口割の割合の数字なんですけれども、こちらも規約にあるとおり、当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記載されているものとするとしておりますので、令和2年度の人口割につきましては、平成31年4月1日の人口から算出しております。数式に関しましては、平成31年4月1日の朝霞市の人口が14万218人、和光市が8万2,876人、人口比率にしますと朝霞市が62.852%、和光市が37.148%という人口割になってございます。

以上です。

○石原 茂議長 福島施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 施設解体のその基本設計に関しましては、今回その基本計画策定等の業務委託の中に盛り込まれておりますので、その解体の設計に関しては、今回の人口割のほうで行います。実際その解体工事自体は和光市のほうで負担はするんですけれども、解体工事をやる場合には、解体工事は和光市負担で行いますが、今回の設計業務に関しても和光市において行います。

基本構想とその地歴の違いなんですけれども、地歴調査に関しましては、構想の中ではある程度整理はしていますけれども、さらに深掘りしたというか、その土地の歴史を調べたりとか、登記簿で昭和40年代とかからの調査を行ったりとかというものは、新たな業務として行っておりますので、その構想の中の業務と合わさったものではないという業務になります。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 後半のほうの部分で先ほど衛生費の説明書の部分、それぞれの地歴の実施場所ということで、畑だとか資材置き場だとか、ごみ処理場、道路、旧ごみ処理場、それから道路及び水路ということで、実際の実施内容が地歴調査今おっしゃったような話なんですよけれども、あとは埋設物調査と土壌分析、それから土壌汚染状況調査計画立案及び対策案の整理という話なんですけれども、この中でもう一度確認しますけれども、基本構想で既にもう準備ができていたものがあつたのではないのかなと、それがあつたからそれでやっているのか、割愛しましたというものがあつたのかどうか、その確認を今したいということです。

実際にですからほかのゼロから始める事業者と比較するならば圧倒的に優位に立って安い金額を提示できたろうなと思うんです。それもそうですけれども、実際にこの858万円の金額が果たしてそれでも妥当だったのかどうかということにも絡むことなので、一つはその

計画立案及び対策案の整理とかという、これは国に対する申請手続上そういった書類が必要でそれをまとめるために今回こういうものを出していると、ほかでもそういうことをやっているわけですが、そういう絡みで正式なそういう申請書類の作成に絡む書類だということで必要な部分ではあるでしょうけれども、それにしてももう少し安く済んだ可能性はあるのではないのかなと思うんですけれども、ちょっと最後にもう一度確認をしますけれども、これはほかの部分とも絡みますけれども、一体どなたがこの予算現額1,193万5,000円のこの予算見積もりをお立てになったのか、皆さんでいろいろと研究してその予定金額を作成したんだということなのか、それともどなたかの支援を受けながら、これはもちろん県のあれを基準を入れながら計算をしたんだということでしょうけれども、これは全て担当の施設課のほうでそうした計算をしながら今回出したんだということなのか、その点を確認させてください。

○石原 茂議長 答弁願います。

高野専門員。

○高野晴之施設課専門員 まず基本構想と地歴調査の関係性のところを再度御答弁させていただきます。

基本構想ではその建設用地に関するリスクが発生するおそれがあるところについて広く抽出をしております。今回の地歴調査にかかわらず生活環境影響調査等もそうですけれども、さらに具体的に必要なところについて実施をしているというのが基本構想後の整理事項になってございます。そのときの受託者がどこまで自分たちで調査したかというのは、こちらの発注仕様ではないところであるかもしれませんが、あくまで基本構想の段階においては、これから両市で広域化を進めるための基礎調査ということで、土地のリスクについて広く調査をしております。今回の地歴調査については、主要施策の成果でもございますけれども、各種資料調査、また現地調査、ヒアリング調査、届出に基づく法定の書類を整理するための業務ということになってございます。これについては全く別の業務ということで、発注をさせていただいた次第でございます。

また、予定価格の御質問がございましたけれども、御質問いただいたとおりやはり県の単価であったり、構成市の関係セクションとの協議をしながら発注額を定めていったということでございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ人あり〕

○石原 茂議長 高野専門員、再度お願いします。

○高野晴之施設課専門員 再度御答弁申し上げます。

予定価格の算定に当たっては、県の基準の他、構成市の担当課とも協議しながら設定をさせていただいた次第でございます。

○石原 茂議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第10号について討論を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 私は、この決算認定に反対で討論します。

今後のこともあるので、やはり予定価格の積算なり、今回いろいろな契約に関して最低制限価格だとかそういうものの設定はされてないので、かなり金額的には安いダンピングとまでは言わないけれども、金額でのこれは今回に限らず今年度今の年度の契約に関しても予定価格を大幅に下回るような金額での契約がいろいろと行われているわけですがけれども、もちろんそれは努力だとか、競争性がそこにあったんだという言い方もできないことはないですけれども、今回に関しては特に基本構想策定をこの組合ができる前から当然事務方の方たちは皆さんかかわってらっしゃるわけなので、その事務方でかかわってらっしゃる方たちを中心にしてこの基本構想策定を昨年度の5月にしていると、その策定の事業者がそのまま今回この地歴調査を行ったと、この地歴調査に関して金額的にはかなり安い金額でこれは契約が行われているわけですがけれども、非常にその部分具体的な内容に関して800万円が安いのか高いのか、この内容に関しても非常に残念ながらいろいろな情報公開これからすることになるでしょうけれども、非常に公開に後ろ向きな状況がいまだに続いているということ、これは後で一般質問でもしますけれども、今の組合の体質が非常に現代の基礎自治体なりの市民に開かれた市政という行政ということ、それとは相反するような方向になってしまっているということが非常に危惧しながら、特に今回その基本構想を受託した事業者が地歴の事業を請け負って、その結果としてどんなものが出されているかということに関してもその内容を全く我々には示してきていないと、そちら側の議会は一応市民の朝霞と和光の市民の一応代表という形になりますから、その市民に対してしっかりと開かれた形で今後も運営をしていただくというお願いもしながら、残念ながら相変わらず閉鎖的な部分が残っているということを申し上げて反対をします。

○石原 茂議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて討論を終結します。

議案第10号について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、議案第10号、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

◎一般質問

○石原 茂議長 次に、日程第11、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は2名であります。

一般質問を許可いたします。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従い、お願いします。

赤松議員の質問をお願いします。

○赤松祐造議員 10番、赤松祐造です。

発言順位1、建設用地についてです。

ごみ広域処理施設建設用地の現在の取得状況、それと取得割合と今後の取得への取組を伺います。

発言順位2、視察・研修について。

視察・研修は重要な業務だと思います。令和2年度はコロナの影響により中止となっているが、これはよくないのではないのでしょうか。現在の技術の進歩は目まぐるしく早く、どんどん変革していきます。当組合事業は多額の経費をつぎ込む事業です。朝霞和光資源循環組合事務局の職員は、両市から選ばれた職員です。一般職員以上の知見はお持ちだと思いますが、さらに最先端技術を取り上げ、取り組むには、他市のごみ処理施設等の視察研修なども多くし、他市の問題、課題を研究し、学んで研さんに励んで知見を高めていただきたいと思います。これは私たちにも言えることですが、そして当資源循環組合事業に最もふさわしいシステム・設備ある広域処理施設建設に取り組んでいただきたい、そのためにも研修は重要な業務です。今後の取組を伺います。

質問は以上です。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 発言事項1、建設用地について御答弁申し上げます。

令和3年7月末現在でごみ広域処理施設建設用地として取得している土地はまだございません。建設用地として取得する予定の面積は、全体で約1万6,300平米あります。今年度はその約42%に当たります約6,800平米を取得する予定となっております。現在取得予定地の工作物や立竹木、これは木とか草とかなんですけれども、これの物件補償金額の算定を行っているところでございますが、今後は地権者の方々に土地の買収価格の概算額を提示するとともに、内容を御説明いたしまして、9月頃から順を追って売買契約を締結していきたいというふうに考えております。

続いて、発言事項2の視察・研修について御答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおりごみ広域処理施設を建設するに当たりまして、先進地の事例を見学して問題、課題を研究していくことは重要であると認識はしております。そのため今年度予算においても議会費の使用料及び賃借料の中で、先進地視察のための車借上料を計上しまして、バスを借り上げての視察研修を予定はしております。しかし、コロナ禍であることから、視察先の御都合やお考えを踏まえまして、視察の時期や人数などを慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

10番、赤松議員。

○赤松祐造議員 発言順位1、9月から地権者との話が進むということなんでしょうけれども、ラフで結構です。価格は揭示価格というか、買う価格、金額は出さなくても出せないと思うんですけども、どのような考え方で価格を算定されていくのか、その考え方だけお聞かせください。

まず一つ。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 こちらは不動産鑑定によりまして価格を設定しておりますので、不動産鑑定士のほうは、近隣であった売買事例等も踏まえた上で価格を設定しておりますので、そ

こちらの額を地権者の方に提示していきたいというふうに考えております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上で赤松議員の質問は終了しました。

次に、発言順位2番、田辺議員、通告書に従い、お願いします。

田辺議員。

○田辺 淳議員 前回の質問で一般質問、5月10日の定例会のそのときに伺ったことが基本ですけれども、その部分でもう一度確認をしながらお伺いをしていきます。

まず組合の体制について、相変わらず事務方は8人の体制で、その中に何度も申し上げていますが、いろいろな本来は客観性をしっかりと確保しなければいけない立場といわゆる執行権者としての事業を進めていくという立場とこれがごっちゃになって、たびたび申し上げますけれども、議会の事務局も兼ねている、あるいは監査委員の事務局も兼ねている、あるいは検査も行うという、本来だったら客観的に大きな組織体であるならばその組織体の中でいろいろな人たちがそれを担っていく中で、客観性だとか公平、公正、公明正大なそうした事業がかなうというふうに思いますけれども、その点でまずは文書法規、今いろいろな条例が当初でき上がり、公開もされてきているわけですが、要綱だとか、ガイドラインだとかそういった発言も前回もされてはいますが、いろいろなそれ以外で何か基準を作っているといった場合にもそれは何に基づいてやっているのかということに関してもしっかりと情報公開を進めながら物事を進めていくというのは大原則だと思うんです。そのまた公文書に関しての管理に関して、やはりそれも適正な管理をしていただく、なるべく契約だとか重要な文書に関しては、極力永年長期保存文書にしていくべきだというふうに思いますけれども、その点今の現状での要綱等整備状況、公開、非公開の状況、何が非公開、公開されてないのか、公開というのは今の時点ではホームページ、まだなかなか和光市の広報は見えてませんが、朝霞の広報見てもなかなか資源循環組合の状況を報告するという体制は非常に弱いというふうに思いますので、その点も併せて、とりあえずは文書法規の状況から公文書管理の部分で、前回の5月で質問をした内容を確認していますけれども、基準表の原本だとか契約書の保存年限、そういった部分に関しては、文書取扱規程に準じて決めるというようなお答えをされてはいたしましたが、取扱規程にそれは一番重要な部分が載っていないということを私は質問しているので、私からすれば契約書というのは非常に重要な文書だと思いますけれども、それが何ら文書取扱の規程に載せられていないということに関しての

何らか準じてという意味が全く分からない、何年の保存なのかはその時々裁量、あなた方の事務方の裁量に委ねると言っているのと変わらないので、それでは全く公明正大な物事の進め方にはならないと思いますので、その点を確認したいです。

それから、会計だとか契約に関して、会計処理及び契約行為の確認ということで、これも特にプロポーザルが契約で行われたときにそのガイドラインという話で、コンペやプロポーザル方式、競争ないし比較協議によって契約の相手方をあらかじめ特定している業務というようなことなんかうたっているというふうにそのとき答弁されていましたが、ガイドラインの中身私は公表もされてないので見ていませんので、その点もう一度具体的にガイドラインどんな内容なのかを読み上げていただいて、そのガイドラインに沿ってプロポーザルを行ったんだということでしょうからその点を確認したい。

それから、企画提案書に関しても公表しないという分に関してはしつこいですが、私は基本的にこれも組合が採用した企画提案に関しては、当然組合の所有権が移転しているというそういうことは組合の側でもそういう認識のようですから、そういう意味で公表対象になると、公表対象になるということまではおっしゃっているけれども、いわゆる情報公開の文書の対象になるということまではお答えしているけれども、積極的にそれを公開していくという必要があると思いますけれども、その点を再度確認したい。

それから、その予定価格の積算、これは先ほどの1件の部分だけでお伺いしましたけれども、今回もいろいろな契約か例えば4月27日、あるいは6月でもされているわけですが、例えばこれは後でやればいいことですが、生活環境影響調査のこの予定価格は5,962万円だったと、それが実際には落ちた落札は2,266万円ですよね。半分以下と、尋常でない契約の予定価格との差異があるということもあるわけです。ですから、果たして妥当な適正な予定価格の設定がされているのかどうかということが私はやはり申し訳ないけれども、たった8人の中であれもこれも全部やらなくてはいけないという意味では非常に負担が大きいのは十分分かりますけれども、だからこそ和光市、朝霞市それぞれそうした適正がある方たち皆さん背負っているわけだから、これはもっと上手にその方たちの能力を使っていくべきだというふうに思いますけれども、それも開かれた形でやっていただきたいと思いますが、その点いまだに非常に中身が見えないので、教えていただきたい。

それから、検査・監査ですが、これも130万円を超える工事等の検査員は総務課長ということで、今後かなり大きな規模の工事が行われるに当たって、その検査業務は総務課長が行うと、今のところ研修の実施の予定がないだとかという話ではあるけれども、果たし

てそれで大丈夫なんですかと、監査委員の事務局長が総務課長が兼任するというので、監査委員さん今日いらっしゃっているけれども、実際の事務局長の仕事としては総務課長だと、監査と実際に物事を進める執行者とが同じ人たちが担っていると、兼任しているというこの体制で、これは前回5月に申しあげましたけれども、和光市さんはいろいろの市の中のかなり重要な部にトップに位置した方のいわゆる汚職によって市長が辞職されるということもあったわけで、そういうことも含めてやはり今の時点ではそれほど金額的には大きくないけれども、今後莫大な金額のお金が執行されていくこの事業体としては非常に私は心もとないと、体制として監査がこれで本当に機能するんでしょうかと、確かに数字上の監査は適正に行われていますという今日のお答えではあったわけですが、体制そのものに対しての発言がというか、監査委員の報告の中ではその部分はなかなかおっしゃることができないのかもしれませんけれども、やはりその体制としても非常に弱いのではないのかなということをお願いしたい。

それから、情報公開、市民参加の部分に関しても、やはり再三申しあげていますが、構成市の広報の活用ということに関して、具体的にどう何が行われたのか、その点に関して確認をします。今まで構成市にどんな内容の組合の事業がやられていることが発せられてきているのかということをお教えいただきながら、和光市さんの状況私特に知らないのですが、今回その検討委員会の委員の募集に関して5月の広報に一応載っているのを見ましたけれども、それにしても当組合の事業をもっともっと市民にそれぞれ両市の市民に知っていただくという努力がまだまだ足りないのではないかなというふうに思いますけれども、その点お伺いをしていきたい。

さらに今後の様々な会議体の公開に関して、会議の公開をどうされていくのか、今の時点では旧態依然としていますが、一々会議に諮って公開をというような話のようですけれども、これも今後朝霞市などでも和光市さん知りませんが、会議に諮らずに公開が大原則と、何か非公開をせざるを得ない場合だけ話し合いをしてということではないのかなと、今後のあり方としてですけれども、そういう意味でちょっと遅れた対応ではないのかなと思いますけれども、確認をさせてください。

それから、今日やっているこの議会に関しての広報に関してもどうされるのか、何でもかんでも8人の事務局体制でもう2人ぐらい増やすということなのかなもしれませんけれども、それにしても一応同じホームページ上では議会ということも同じように載ってはいますけれども、本来は全く別の客観的な視点から議会というのはなければいけないし、議会の広報と

いうのもこれもそれぞれの両市の広報の中に載せていく、あるいは独自に、ほかのところだったら大体一般的には独自に発行するというのが普通ではないのかなと思いますけれども、それをされないのですかということも再度確認します、誰に聞いたらいいか分からないですが。

それから、3点目ですけれども、施設整備基本計画策定等業務に関してですけれども、プロポーザルの実施内容、具体的に決定したコンサルの活動範囲と、プロポーザルに関しては先ほども言いましたけれども、前回伺ったのはその後建設検討委員会がありますけれども、この建設検討委員会今月開かれるようですけれども、始まるようすけれども、この建設検討委員会を開く以前にもうこの事業者を設定しているということに対しての5月の時点での御答弁がありましたけれども、それにしてもやはり言うてみれば建設検討委員会やその後事業者選定委員会というのも作ると、その両方の運営計画を提案してもらうために早めに作ったんだと、早めにプロポーザルを行ったんだというようなお答えをされていましたが、すなわち建設検討委員会、とりあえずはこの建設検討委員会の運営計画というのが企画提案で出されていたということですよ。その点どんな内容なのか、これは2)の建設検討委員会の今後の活動の具体と内容ということで併せてお伺いしておきます。

それから、その応募状況に関して、建設検討委員会5月の広報で朝霞と和光でその記事を掲載して、その応募があったんだろうと思いますけれども、400字程度の応募動機を書いてくださいなんてという内容でしたけれども、それでどんな応募状況だったのか、お伺いします。

それから、事業者選定委員会、この具体と内容に関して2022年度以降に設定、設置を予定されているようすけれども、この内容。

PFI等の手法に関してもその具体と内容もお伺いします。

それから、解体工事に関してもその具体と内容、前回もお伺いしていますけれども、費用対効果分析に関してもその具体と内容を改めてお伺いします。

それから、4として、施設整備基本計画等についてと、これが今この時点では建設検討委員会とともにこの施設等整備基本計画、この策定、それから生活環境影響評価というその5点目、これが今の時点で一番重要なものでしょうから、その具体と内容をお伺いしていきます。

生活環境影響調査等に関しては、その環境調査の目的と具体と、この影響調査等の入札に関して先ほどもちょっと触れましたけれども、設計、どのような形でこの予定額の設定をさ

れているのかを併せてもう一度お伺いしておきます。

それから、2)として、測量、地質、土壌汚染調査等と、これも先ほどの地歴調査とも重なる部分があると思いますけれども、その点を確認をします。

3)として、物件補償調査とその目的と具体をお伺いします。

それから、6番目に共同で処理するその他の事業についてと、これは朝霞と和光で共同で処理をする事業というのは、今回のこの施設、一番中心になる施設整備の部分以外にもあるわけなので、その部分に関してはどういう考え方を今後とられるのか、それはどこで議論をされるのか、そのトップ同士でそれはもう少し精査するとか、あるいはトップとその担当課で整理をしていくんだということなのか、その費用対効果なり、検討の体制どうしていくのかということをお伺いをしていきます。

それから、7点目は、今後のスケジュールということで、予定される事業、中長期のスケジュール、前回も聞いてはいますけれども、具体的に本来はこういった部分に関してもっと積極的に今後3か月、あるいは半年どんなことをやっていきますよということを我々に少なくとも議会には文書で予定表を出していくというぐらいのことがあってもいいと思いますけれども、それも併せて今の組合の姿勢をお伺いしておきたいというふうに思います。

○石原 茂議長 それでは、田辺議員の質問に対する答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項1、組合の体制について御答弁申し上げます。

1点目の要綱等の整備状況と公開についてでございますが、当組合においても契約に関する規定や会議の設置に関する規定などについて要綱等でまとめております。現在告示の対象となる要綱等につきましては、例規システムに登載し、組合ホームページで公開できるよう調整を進めているところでございます。

次に、文書管理についてですが、公文書の保存年限及び基準については、朝霞和光資源循環組合文書取扱規程に定めているところですが、実務上契約書が単独でファイリングされることはなくて、予算の執行伺いから入札結果、契約書及び添付書類、そして検査から支払いに至るまでの文書を一連のフォルダーとして管理し、そして保存年限も同一となるよう管理してございます。また、用地取得や建設工事等の組合財産の取得に関する文書については、永年保存としております。

2点目の会計処理につきましては、会計規則に基づく適切な収入及び支出の出納に努めているところであり、毎月監査委員による例月出納検査においてチェックを受けております。

また、会計管理者事務決裁規程に基づき、第2条の決裁事項以外の会計事務は、会計管理者に確認や審査及び支出の決裁を受けて会計処理を進めております。

契約行為につきましては、地方自治法及び契約規則に基づき、競争入札や随意契約において適正に契約を締結して事業を進めているところでございます。

随意契約のガイドラインにつきましては、競争入札は原則でございしますが、その例外規定となる随意契約をまとめたものが随意契約のガイドラインとなっております。プロポーザルにつきましても、そのガイドラインに基づき実施をいたしました。

3点目の契約監査につきましては、組合設立以降まだ大規模な工事を行っておりませんが、今後は建設工事等が始まってまいりますので、検査体制や方法についてどのようなあり方が適切なのか、構成市の検査部門とともに協議しながら検討をしてまいります。

監査体制につきましては、監査委員事務局は独立したチェック機関でございしますので、総務課職員が監査委員事務局を兼務しておりますが、組合執行部側と混同しないように監査委員のサポートに努めているところでございます。

4点目の情報公開につきましては、組合事業に対して公平性及び透明性を持って住民に情報を積極的に発信していく考えでございします。

また、市民参加につきましては、今後想定される会議、住民説明会やパブリックコメントなど住民が参加できる機会がまいりましたら、ホームページや広報を通じてお知らせしてまいります。

発言事項2、議会広報について御答弁申し上げます。

朝霞和光資源循環組合議会定例会の情報につきましては、議案審議結果や会議録などを組合ホームページにおいて公開しており、構成市の広報においても年2回組合からのお知らせのページを設け、議会や組合の情報を掲載しております。また、議会に対しても組合事業の進捗状況を適切に報告してまいりたいと考えております。

今後におきましてもホームページや広報を活用し、住民に組合情報を提供してまいりたいと考えております。

また、組合独自の広報紙の発行というのは、現在考えてございません。

以上でございます。

○石原 茂議長 福島施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 発言事項3、施設整備基本計画策定業務について御答弁申し上げます。

1点目のプロポーザルの実施内容につきましては、当組合のホームページにも公表してお

りますように、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づきまして、令和3年4月28日に第2回選考委員会において、3社によるプレゼンテーション、ヒアリング及び価格審査の総合評価が行われました。その結果としまして、契約候補者には総合評価点81.1点の株式会社エイト日本技術開発北関東支店、次席者は総合評価点80.6点のパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所が選定されました。

決定したコンサルの活動範囲につきましては、ごみ処理広域化基本構想に基づき、新たに整備するごみ広域処理施設の規模及び処理方式等の基本事項を取りまとめるごみ広域処理施設整備基本計画の策定支援、和光市旧焼却場の解体の基本設計及び最適な事業方式を選定するためのPFI等導入可能性調査に加え、整備運営事業者等の契約締結に至るまでの事業者選定に係る技術的支援及び費用対効果分析にかかわる支援を委託しております。

2点目のごみ広域処理施設建設検討委員会の今後の活動と具体内容についてお答えします。

建設検討委員会は、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備、方針等について検討を行うもので、委員構成は識見を有する者9名、住民代表4名のほか、朝霞地区四市廃棄物処理協会から2名の合計15名となっております。

今後は、第1回の建設検討委員会を8月19日に開催いたしまして、2回目以降は、今の予定では2回目は本年10月、3回目は11月、4回目を2月、4月、5月、8月と予定しております。全7回を予定しております。

検討内容は、ごみの計画量等の問題をまず定義した後に施設規模や地域計画、余熱利用、浸水対策等を行った後にメーカーヒアリングを行って、これは概算額の算定ということになってきます。そういったことを踏まえまして、PFI導入可能性調査とかの中身を決定した後にパブリックコメントを行って、最後パブリックコメントの結果に基づいて建設検討委員会の中でまた精査してまいりたいというふうに考えております。

3点目の事業者選定につきましては、広域処理施設の整備、運営、事業の実施方針を公表した後、質疑、回答を経て、募集書類を作成し、事業者の募集を行ってまいります。選定方法につきましては、事業者選定委員会を設置し、そこでの審議結果に基づき、事業者と仮契約を締結し、議会へ上程をしてまいります。

4点目のPFI等の手法につきましては、事業方式として従来方式、PFI等事業方式のうち適用可能な事業方式を抽出し、その結果を踏まえまして、事業範囲のリスク分担、事業期間の検討を行った後、財務シミュレーションを実施しまして、VFMの算出を行ってまいります。

5点目の解体工事につきましては、解体工事設計の基礎資料とすることを目的に旧ごみ焼却場におけるダイオキシン類、アスベストの調査・分析を行いまして、その結果を基に隔離養生対策を検討し、その対策を踏まえ、解体工事基本設計書の作成のほか、国へ提出する財産処分申請図書の作成を行ってまいります。

6点目の費用対効果分析につきましては、施設整備による効果を明確にし、事業の信頼性、透明性を高めることを目的として、事業者の選定を行う前に費用対効果分析を実施するものとなっております。

続きまして、発言事項4、施設整備基本計画等について御答弁申し上げます。

まず、ごみ処理広域化基本構想における広域処理施設の計画条件を精査するとともに、施設規模の計画、ごみ量などの前提条件を最新のデータを基に整理し、基本条件を設定します。基本条件の設定をした後、処理方式などのプラント設備の仕様及び土木建築基本構想等について具現化し、計画条件を設定します。また、余熱利用構想及び地域貢献のうち、要求する住所へ反映する内容について検討を行い、施設基本計画に取りまとめをします。

続きまして、発言事項5、生活環境影響調査等について御答弁申し上げます。

1点目の環境影響調査につきましては、廃棄物及び清掃に関する法律に基づきまして、廃棄物処理施設について実施が義務づけられているもので、施設の設置者は計画段階でその施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づいて地域ごとに生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で、施設の計画を作り上げることを目的として実施するものとなっております。

内容としましては、周辺的生活環境への影響を予測するのに必要な情報を得るため、既存資料と現地調査により大気質、騒音、低周波、振動、悪臭、景観の現況把握を年間を通して行ってまいります。

2点目の測量、地質、土壤汚染等調査につきましては順次お答えします。

まず測量は、建設予定地の敷地を確定させるために行い、過去の坂下土地改良事業の経緯等を踏まえまして、登記情報及び関係図書等の整合を図るために必要な調整を行ってまいります。

次に、地質調査は、広域処理施設の基本設計及び実施設計に必要となる地盤状況についてボーリング等による調査を実施することで、地質にかかわる諸条件を整理するものとなっております。

また、土壤汚染等調査につきましては、昨年度行われました地歴調査の結果を基に汚染の

おそれがある範囲、または汚染のおそれの少ない範囲について土壤汚染状況調査を実施するものです。この調査は、土壤汚染対策法に基づいて行われまして、法に基づく申請等の手続、今後の土壤汚染対策に資する資料として位置づけられております。

3点目の物件補償調査につきましては、ごみ広域処理施設の整備に伴う用地取得に先立って、対象不動産内にあります工作物や立竹木などの調査を行い、補償費を算定するとともに、各地権者ごとに物件調書を作成し、用地交渉の基礎資料となるものとなっております。

発言事項6、共同で処理するその他の事業についてお答えします。

新たに建設されるごみ広域処理施設で処理する品目は、可燃ごみと粗大ごみ、不燃と有害ごみとなっております。処理対象に含まれていない瓶、缶、プラスチック、ペットボトルに關しましては、組合だけで方向性を示すことは難しいことから、広域処理施設稼働に向けまして、調整が必要となる事項について、事務担当者間での情報共有を行いまして、役割分担を明確にし、構成市と組合による構成市担当者勉強会を実施し、跡地利用計画を踏まえた広域処理施設に含まれない品目の共同処理の実現に向けた課題、留意点を整理した上で対応策を検討し、費用対効果についても検証してまいりたいと考えております。

最後に、発言事項7、今後のスケジュール等について御答弁申し上げます。

本組合が進めるごみ広域処理施設整備事業については、ごみ処理広域化基本構想に掲げておりますとおり、令和10年度の新設、稼働を目指していることから、まずは令和5年度末までに整備運営事業者との契約が締結できるように取り組んでまいります。

令和5年度までの取組としましては、令和3年度から令和4年度にかけまして、施設整備に必要な各種調査業務として、土壤汚染状況調査のほか、生活環境影響調査を行い、ごみ広域処理施設建設検討委員会での検討を重ね、施設整備基本計画を策定してまいります。また、並行しましてプラントメーカーへのヒアリングや市場調査などを実施することで、競争性が確保できる事業方式や発注仕様について検討を進めてまいります。

令和4年度後半から令和5年度にかけまして、広域処理施設の整備運営事業者を選定するための事業者選定委員会を設置しまして、落札決定基準等の検討や事業者提案の審査、提案者へのヒアリングなどを行い、令和5年度中に契約を締結し、令和6年度から施設建設工事を開始するスケジュールとなっております。

あとすみません、建設検討委員会の公募委員の申込みの状況でございますが、2名の枠に対しまして4名の応募があり、選考委員会において朝霞、和光1名ずつの計2名を選考させていただきました。

以上となります。

○石原 茂議長 質問ありますか。

5番、田辺議員。

○田辺 淳議員 最初今年度の初めの議会のときにもちょっと申し上げましたけれども、特に議会とか監査だとか執行者と同じ方が答弁されていますが、やはり分けていただきたいということを書いてそうするという話だったと思うんですが、今回1の組合の体制についてということと2の議会広報についてというのは、組合の体制の部分に関しても監査委員とか、検査だとかそういう部分もそこに入れていますが、少なくとも議会の部分に関しても同じ人が答えるというのは、形としては非常にまずいということは申し上げて分かっていただけたのかなと思ったんですけども、結局変わらないんですね。その点、監査に関しても事務局だということは分からないこともないけれども、監査委員さんいるんだから監査委員さんが答えるのが筋じゃないの。それは全部何から何まで同じ事務局ということでお答えされているけれども、少なくとも議会に絡む部分と監査に絡む部分に関しては、それぞれ別の人が答えていただくというぐらいのけじめはつけていただきたいと、それは2月だったと思いますが、今年の初めの議会のときにそれは強く申し上げたと思いますが、その点、今後のこともそうですけれども、決算で確かに最初に監査委員さんが報告はされていましたが、一般質問に関してもせっかくいらっしゃっているのに何で監査委員さんを差し置いて事務方がお答えになっているのか、そこを私は理解できないんです。その点に関してどういうお考えなのか。

それから、例規に関しては、改善方をさらに進めていただいて公開体制進めていきたいと。

それから、何度も言っていますが、ガイドラインだとかほかに何かそういった基準を設けてあるんだったらその基準、何に基づいてそれを進めているんだということが分かるようにそういうものに関してはちゃんと公開をしていただきたいと。お願いをします。

それから、会議の公開に関してもう一度先ほど言いましたけれども、わざわざその会議の公開を諮らなくてもいいのではないですかと、原則公開ではないですかということを知ったので、その点に関してお答えをいただいております。

それから、この契約に関してのいろいろな予算の予定価格の設定に関して、先ほどもちょっと言いましたけれども、4月27日の4件の契約、入札経過及び結果表というものの、一応ホームページ上には載っていますけれども、先ほども言いましたけれども、生活影響調査業務委託の設計金額はほぼ6,000万、5,962万円と、それに対して実際にNS環境東京支社が受注

したこれに関しては、2,266万円、半分以下です。そんな予定価格と契約、私は今までこんな数字見たことないので、一体どういう積算をされているんですかということになるし、この内容が果たして本当に生活環境影響調査、どうにでもなるということなのか、そんなに金額に差があるのか、実際にパシフィックコンサルタンツは非常にこの予定価格の5,900万に近いような5,941万なんてという数字を入札されていますけれども、だけれども実際はずっと低い金額で落ちているという、こういうそれを先ほど県の単価を使って、あとは各市の担当にもいろいろ聞きながら予定価格を設定されているようですけれども、非常にやはり不安ですよ。なかなかそういうことも含めて公開をしたくないのかもしれませんが、やはり基本的に全部特にプロポーザルに関してもしっかりと公開をしていただきたい、私はその情報公開請求今回していますが、残念ながらこの議会が始まるまでに公開をするというお答えをいただけてないです。本来であるならばもっと積極的に任意で提供するというのが私は筋だと思うし、任意提供以上にホームページ上なりどんどん公開していくというのが本来の筋だと思います。非常に今後これだって5,000万とかそれから2,200万に下がりましたと、生活環境影響調査一つでもばかにできない金額なわけで、そのお金の設定、あるいは実際の落札の状況、今後それが7月以降生活環境影響調査を行っていくということでしょうけれども、それをちゃんと見届けられる検査体制があるのかどうか非常に不安ですよ。

再三言いますけれども、しっかりとその情報公開の体制を整えていただきたいということをお願いしておきますが、考え方をもう一度再度お伺いをしておきます。

それから、議会広報に関しては、先ほどのお答えは特別独自に作ることはしないというお話ですけれども、私は議会だけでなく本来は組合の広報というものを独自に出すべきだということに関しては、これは強く要望をしておきます。

それから、3点目の施設整備基本計画策定業務ということで、特に建設検討委員会を今後開いていくということはありませんけれども、その後また来年には事業者選定委員会というものを設定するんだというような話で、非常に事業者選定委員会のメンバーに関しては、今公開はしないんだということはおっしゃっているけれども、それは事業者との癒着があつてはならないというそういう非常にセンシティブな内容がそこに含まれているということでそれはやむを得ないかと思えますけれども、それにしてもやはり基本はその建設検討委員会が回すものではないのかなと思うんですけれども、その建設検討委員会、あるいは事業者選定委員会の実際はその運営計画、これは企画提案の中にされていたのかもしれませんが、この運営計画というものが実際にあるわけですよ。どんな計画なんですか。先ほど8月か

ら2回目10月、11月、2月、4月、6月、8月、7回やるとおっしゃっていましたが、これはすなわちそういう運営計画に基づいておっしゃっているんだと思うんですけども、であるならそういうものは資料としてちゃんと提示してください。何ら我々に議案として補正予算、非常に簡単な補正予算とそれから決算書以外の具体的なものというのは何も我々に示されていないではないですか。私は一般質問で質問して口頭で答えるということの繰り返しがされているわけだけども、非常に重要な部分に関して特に今後の予定に絡む部分に関してはもう少ししっかりと提示していただきたい、再度お伺いしておきますけれども、運営計画、具体的にそれぞれの運営計画どんな内容が記載されているのか、運営計画を示していただきたい、あるいは我々にちゃんとその運営計画を出していただきたいと思いますけれども、いかがですか。これは運営計画というのはいわゆる建設検討委員会と事業者選定委員会の運営計画です。

P F I等の手法に関しても、前回の議会の答弁の中でもたびたびもうP F Iでいくよということをおわせるような答弁のされ方が繰り返されているんです。そういう意味で、現状の既存の事業、従来方式とP F I等の事業方式というものを両方面にらみしながらどちらが適正なのかというものに関してこれを調査していくんだと、これは机上の計算でしょうけれども、その机上の計算でシミュレーションを行って、V F M (Value For Money) の算出を行うというふうにおっしゃっているわけですけども、実際のところあなた方の頭の中にもう最初から入っているのはP F I等と等というのはちょっと内容が分かりませんが、でいくんだという、答弁の内容が大体前回の答弁をお伺いしていてもそれをにおわせるお答えの仕方をされているので、そうではないのかなと思うんですけども、それにもかかわらずこのP F I等の手法でこの検討をするに当たって、この金額がその費用対効果のP F I等の導入可能性調査だけで内訳が2,658万円と、この計画策定の予定価格の計算ですけども、そんな計算をされていたわけです。結局実際の落札した金額よりも高いP F I等の導入可能性の調査の部分だけで内訳が2,658万円とそれだけで金額がもう上回ってしまっているような実態の契約がずっと低い金額で契約をされたということになるわけですけども、そんな必要がどういう計算をされているのか、導入の手法、シミュレーションをするそのシミュレーション、机上でやられる部分で2,000万もの予定価格を組まれたということも含めて、非常に私は申し訳ないけれども、怪しげな市民にちゃんと説明ができるような内容になってないということを申し上げたい。

解体工事に関して、これは先ほどの決算のときにお答えされていたと思いますが、この解

体工事に関してはそうするとこの検討も含めて、この検討の部分、この部分でいくと解体工事の基本設計部分として1,223万円をもともとは予定価格として計上していたわけですが、これ教えていただきたいのは、実際は事業者はこれ幾らでそれぞれ算出しているんですか。2,266万円のその基本計画策定、それからPFI等導入可能性調査、それから解体工事基本設計、事業者選定支援業務、選定支援業務だけで3,712万円、費用対効果、分析業務が148万円というようなことを前回お答えいただいているわけですが、実際の落札の金額の中でその内訳はどうなっているんですか。その内訳が分からなかったら当然先ほどお答えいただいたその分担、負担金の割合が計算できないですよ。それは来年度の決算ということになるんでしょうけれども、その点を確認をします。

それから、4点目の施設整備基本計画等ということで、これは同じことになるので、余熱利用に関しての考え方だけもう一度お伺いしておきますけれども、電気事業者との売電を想定していて、接続検討に係る事前協議、事業スキームの構築を図っていくんだという話でしたけれども、これに関して今の時点で電力事業者に対してどれぐらいの金額で売電がされるんだと、処理量に対して売電が大体どれぐらいの金額で設定されていくだろうと、今の時点では想定されているのか、その点をお伺いしておきます。

生活環境影響調査に関しては、先ほども言いましたけれども、前回も言っていますけれども、事業者が選定される事業者とそれから実際にどんなプラントができるかということが決まっていない段階で環境影響どんな影響があるかということはどうやって一体調査するんでしょうと、それは本来どんな施設を造りますよと、どれぐらいの規模の施設でそれがどんなプラントで造りますよという、あるいは余熱利用をどうしますよということが決まらなと環境影響の調査なんかできるわけないんですよ。これもですから国に対する必要な図書の一つということで、早めにこれをやろうとされているようですが、本来はこれはプラントが決まった段階でやるべきものではなかったのかなということに関してもう一度考え方を確認をしておきたい。

それから、共同で処理するその他の事業ということで、これは事務担当者の勉強会というような話でしたけれども、具体的にはどういう枠組みの何を、それは公開でいくのか、めどとしていつごろまでに何を決めていくということに関しては何か今の時点では考えはおありなのか、その点をお伺いします。

最後にスケジュールに関しては、先ほど来言っていますけれども、今後のことに関してやはり我々もうたった1点ごみの広域処理に関してだけの組合なので、朝霞の場合ですと12月

にはこれ改選がされてまた別の議員がここに入ってくるということにもなるので、そういう意味では常時情報を開かれた形にしておいていただいて、新しい方たちにちゃんと物事が引き継がれていくような仕組みというものを確保していただきたいと、これ議会として必要だという意味で、議員が多分和光市さんもそうでしょうけれども、2年に1回がらっとかわっていくということになると、なかなか継続的に今後追いかけていくということがしにくいということあるので、スケジュールを出せるものということで私は結構だと思いますけれども、今の時点で例えば半年後、あるいは今年度の予定としてどんなものやっっていくんだよということに関しては、予算書以外にちゃんと議会のたびに今の時点で何をされている、管理者の報告がありましたけれども、5月から今までの部分だけではなくて、今後のことに関してどう何をしていくかということに報告をしていただく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 まず最初に、同じ人が答えるのはおかしいのではないかとということで、こちらの捉え方としましては、組合の体制についてということですから、総合的な質問としましたので、私のほうで答えさせていただきました。

また次に、会議の公開につきましては、個人情報など公開できないものを除き、できるだけ公開していくような考えでございます。

次に、情報公開、ホームページ等に先ほども申しましたけれども、組合としましては、透明性を示していくものでございますから、積極的に公開していきたいと考えてございます。

検査体制につきましては、今回の検査は委託等になりますので、書類の不備などをチェックするような体制でございます。今後工事等の検査に備えて、構成市等の担当者とも相談しながら構築していきたいと考えております。

以上です。

○石原 茂議長 福島施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 建設検討委員会、事業者選定委員会の運営方針なんですけれども、先ほど申し上げたのが建設検討委員会のスケジュールとなっております。

事業者選定委員会のスケジュールも今の段階ではその建設検討委員会での議論が終わった後に令和4年の秋頃から第1回の事業者選定委員会を開催していく予定となっております。これは大体約6回の会議を予定をしております、令和5年の10月には最後の第6回をやり

たいというようなスケジュールと今の段階ではなってございます。

あとPFIの金額に関してなんですけれども、先ほどちょっとそのPFIの導入可能性調査は、生活環境影響調査とはまた別のものとして、生活環境影響調査は確かに2,200万の金額で落札しておりますが、PFI導入可能性調査に関しましては、この間プロポーザルを行ったエイトのほうで行っておりますので、この事業基本計画策定等業務委託の内訳としましては、施設整備基本計画に関する金額が令和3年度と4年度で1,793万円、PFI導入可能性調査が948万2,000円、事業者選定支援に関しましては2,981万円、費用対効果分析に関して107万8,000円、旧ごみ焼却場の解体基本設計に関しましては990万円という内訳になってございます。

電力事業者への売電に関しましては、今基本構想の中でも多少は書かれておりますが、この売電額がかなり年によって上下しますので、現在見込んである価格というのはまたその建設検討委員会の中でそのときの単価を踏まえて検討していく方針になると思います。

環境影響調査をなぜその施設建設が行う前にやるのかということなんですけれども、これは先ほどの御答弁と同じになってしまうんですが、事前に環境の調査をすることで施設を建てた後どうなるかというのを予測するための調査というものになります。施設を建てた後に環境の調査をして悪い影響があったということがないように事前にやるものが影響調査の業務となります。

共同で処理するものなんですけれども、これはいつまでにどういうものをということなんですけれども、和光市のプラ施設は少なくとも令和5年度には新しいところに移す必要がございます。朝霞市さんのプラ施設に関しましては、平成21年から稼働しておりますので、これに関してはまだ少し様子を見た上で、プラに関しては少し先になって共同で処理するというような予定です。ただ、現在の和光市の清掃センターの中に瓶と缶の施設が入っておりますので、これに関してまず先に共同で処理する方法を構成市とともに考えていきたいというふうに考えております。

今後のスケジュール等が明らかにできないのかということなんですけれども、今地権者の方にお渡ししているスケジュールがございまして、そういったものを議会のときに提示できるようにしていきたいというふうに考えておりますので、これから業務進んでまいりますので、次回の11月の議会のときにはそういったものが提示できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石原 茂議長 奥山局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、契約と予定価格の関係で、ごみ広域処理施設に伴う環境影響調査業務委託について、予定価格と落札価格にかなり乖離があったということなんですけれども、基本的に組合では最低制限価格というのを設けてごさいませんので、そこら辺で低い金額でも落札できるという状況ではございますけれども、こういう業務委託に関しては最低制限価格というのは、構成市の和光市でも今年度から試行的にやり始めたばかりで、朝霞市さんのほうは既に導入しているようなんですけれども、入札結果見れば分かるとおりに、環境影響調査という業務も業者によってかなり低い金額でできる場所もあれば、予定価格と同じような金額のところもありますので、そこら辺を設計の段階でうまくやるとなるとどうしてもどこでもとれるような設計金額を設定しないと競争性がそがれる部分もございまして、入札不調になる場合もございまして、そこら辺は参考見積もり等を参考に、どこでもとれるような設計金額を定めています。現状は設計金額と予定価格はイコールとなっておりますので、昔は設計金額はあくまで設計金額で定めて、これまでの入札実績において落札率が低い場合は、予定価格を下げて入札を執行するという場合もありましたけれども、現時点では歩切りというのは禁止されていますので、そのような形となっております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上で田辺議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○石原 茂議長 次に、日程第12、閉会中の継続審査についてお諮りします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定等について、次の議会の質疑質問について、議会に関する条例、規則、規定に関することについて、委員の選任に関することについて、その他議会運営に関することについての5点を閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎閉議と閉会の宣告

○石原 茂議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、令和3年第3回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後0時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年8月2日

議 長 石 原 茂

署 名 議 員 田 辺 淳

署 名 議 員 赤 松 祐 造